

# 離婚時の年金受給権分割制度に対する若干の検討

——改正厚生年金保険法の構造と問題点——

星野 豊

一 序——本稿の課題

二 厚生年金保険法改正の背景と目的

三 改正厚生年金保険法の基本的構造

四 年金受給権分割制度の「問題点」

一 序——本稿の課題

本稿は、平成一六年法律第一〇四号（国民年金法等の一部を改正する法律）により成立した厚生年金保険法改正（以

下、「本改正」という)のうち、同法第三章の二及び第三章の三として新設された、いわゆる「離婚時の年金受給権分割制度」(以下、「本制度」という)に対して、本制度における当事者の権利の性質をどのように考えていくべきか、という理論的観点から、若干の検討を加えようとするものである。

周知のとおり、本改正は、いわゆる「女性と年金」に関する重要課題の一つとして位置づけられてきたものであり、従来の裁判例でも必ずしも確立した基準が存在しなかったと言われてきた年金受給権の取扱いにつき、離婚時の分割が可能であることを明文で認めたものである。本改正に対する学説の反応としては、改正厚生年金保険法第七八条の一三で示された第三号被保険者と第二号被保険者との関係に係る「基本的認識」<sup>1)</sup>について、第三号被保険者制度全体に対する評価と併せてやや批判的な見解が多いものの、本制度の導入それ自体に関しては、一般に肯定的な評価がなされているといえることができる。<sup>2)</sup>そして、学説の主要な関心は、本制度の下における年金受給権の具体的な分割割合の妥当性や、裁判所における分割割合の具体的運用基準のあり方に移行しつつあるようである。<sup>3)</sup>加えて、本改正に関しては、その施行が平成一九年四月ないし平成二〇年四月からとされ(改正法附則第一条第六号及び第七号)、現実の運用がまだ開始されていないことと相まち、本制度の下において発生しうる問題点に対する検討は、少なくとも現時点では必ずしも詳細に行われていないように思われる。実際、本制度の施行まで相当の時間的余裕がある以上、条文の文言から理論上指摘可能な問題点の多くについては、施行までに解決されることとなるであろうし、あるいは、施行後の運用次第で実質的に顕在化しないことも十分予測されるところではある。

しかしながら、本制度が多分に実験的、創設的な性格を有するものであり、過去における類似制度も存在しないこと、さらに、後に検討するとおり、本制度の基本的な構造から考えられる性格が、離婚時における財産分与制度の一般的な性格と必ずしも整合しない可能性があると考へざるを得ないことからすると、改正法の下でどのような問題点

が発生する可能性があり、かつ、かかる問題点に対してどのような理論的観点から解釈を加えるべきであるかについて、現時点において検討を加えておくことは、必要かつ有益なものと考えられる。

以下では、まず、本改正の背景と目的とについて、本改正を實質的に主導したと考えられる厚生労働省の提出に係る文書における議論を中心に概観した後（二）、改正厚生年金保険法第三章の二における代表的な条文に即して、本制度の基本的な構造と性格とについて、やや詳細に検討を加える（三）。そのうえで、本制度の下において生じうる問題点について考察し、本制度に関する今後の展望について、若干私見を述べることとする（四）。

（1） 第七八条の一三（被扶養配偶者に対する年金たる保険給付の基本的認識）「被扶養配偶者に対する年金たる保険給付に關しては、第三章に定めるもののほか、被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものであるという基本的認識の下に、この章の定めるところによる。」

（2） 例えば、杉井静子「女性と年金（3）」賃金と社会保障一三五六号四〇頁（二〇〇三年）、永瀬伸子「年金と女性」法時七六卷一—号六〇頁（二〇〇四年）、高島淳子「年金分割——女性と年金をめぐる問題の側面」ジュリ一二八二—七五頁（二〇〇五年）など参照。

（3） 従来の判例に關する網羅的な検討をしたものとして、二宮周平「財産分与と年金分割——判例の整理と今後の動向」立命館法学二九二号二四二頁（二〇〇三年）参照。

## 二 厚生年金保険法改正の背景と目的

本改正に関する基本的な構想が示されたのは、厚生労働省が平成一五年七月に社会保障審議会年金部会に提出した文書、「離婚時の年金受給権分割制度について」(以下、「厚生労働省ペーパー」という)であると言われている。従って、以下では、この厚生労働省ペーパーにおける議論をやや詳細に検討することにより、本改正の目的と背景について考えてみることにしたい。

まず、厚生労働省ペーパーは、「Ⅰ 離婚や年金受給に関する最近の状況」と題して、次のように議論を説き起している。

「平均寿命の男女差等から女性の老後期間は長く、核家族化の傾向と相まって、女性が人生の最後を単身で過ごす可能性が高まっている。一方、高齢の単身女性の所得水準は高齢の単身男性や高齢者夫婦と比べて低く、どのような老後保障を女性に対して行うかは重要な課題となっている。」

「また、近年、離婚件数、とりわけ中高齢者等の比較的同居年数の長い夫婦における離婚件数が増加しているが、男女の間で年金受給額には大きな差があるため、十分な就労所得を得ることも難しい中高齢期に離婚した女性は、老後の所得水準が低いことが多いと指摘されている。」

この議論の仕方から明らかなとおり、本改正は、いわゆる「女性と年金」に関する問題の一環として、特に「中高齢期」に離婚した女性に対する「老後保障」制度として提唱されたものといえることができる。

離婚時において、将来の年金受給権をも財産分与の対象とすべきであるという主張は、本改正の相当以前から議論の対象とされてきたところである。その前提にある考え方は、要するに、夫婦の一方(特に夫)が配偶者(特に妻)

と比べて高額の年金受給権を取得できるのは、配偶者が家庭外で稼働せず家事及び育児に専ら従事したことにより、自己の家庭外での収入増を図ることができたためであるから、年金受給権の差額のうち相当部分は、配偶者の実質的な財産的貢献の賜物である、というものである。実際、ごく最近に到るまでは、給与所得者の所得の多寡に最も緊密な関係を持つ要因が、勤務年数と勤務時間の長短であったことは否定できない事実であるから、離婚時における夫婦間の実質的財産格差の是正措置の一つとして、年金受給権の分割が主張されたことは、従来の日本の典型的サラリーマン社会を前提とする限り、半ば必然的であつたと考えられる。

次に、厚生労働省ペーパーは、「2 現行の年金制度における取扱い」と題して、従来の年金受給権が受給者個人の老後保障を全うさせる趣旨から譲渡、差押を禁止した一身専属権であつたことを述べたうえで、「3 民法における離婚時の財産分与の規定」と題して、現行の財産分与制度について説明した後、「離婚時の財産分与額及び方法に関するルールについて、より明確な規定となつてゐる」として、平成八年二月の法制審議会決定に係る「民法の一部を改正する法律案要綱案」を引用している。

前述のとおり、本制度が離婚後における女性の保障のための制度であるとすれば、従来の年金受給権の趣旨に加え現行の財産分与制度について前提的に解説を行うことは、議論の流れとして自然なことである。しかしながら、現行制度のみならず、法制審議会において決定された後いまだ改正法案が提出されていない要綱案をもあえて引用の対象として加えたことは、同要綱案が「より明確なルール」を示している、との厚生労働省ペーパーの有する認識に基づくものにはかならない。要するに、厚生労働省ペーパーとしては、年金受給権の分割制度を創設するに際して、「明確なルール」に基づくことが必要である、との意図が強くあり、その意図が引用対象の選択に現れたものと考えて差し支えないであらう。

続いて、厚生労働省ペーパーは、「4 判例における離婚の際の財産分与時の年金の取扱い」として、次の二つのことを述べている。第一に、「判例において確立された取扱いはみられない」こと、第二に、「判決にみられる離婚の際の財産分与時の年金の取扱いにおける限界」が指摘されること、である。このうち、第一の点については、要するに年金受給権を財産分与の対象とした公判裁判例がほとんどないということに尽きるが、第二の点については、さらに次のような詳細な説明が加えられている。

「①年金受給権との一身専属性との関係から年金受給権の分割や譲渡ができないため、年金受給者本人に支払われる年金の一部に相当する金額を、定期金債務の形で元の配偶者に支払うことを命じるという方法がとられている。」  
 「この場合、年金受給者が定期金債務の形で支払いを履行しない場合には、強制執行の方法によらざるを得ない。」  
 「また、年金受給者が死亡すると、定期金債務も消滅するのではないかという問題がある。」  
 「また、いわゆるクリーン・ブレイク（Ⅱ離婚後はお互いに関わりを一切持たないこと）にならない。」

「②離婚時点で年金受給権が発生している、或いは離婚時に六四歳である等極めて近い将来に年金受給権の発生が期待される場合を除いて、将来発生する年金受給権については、離婚時の清算対象とすることを否定する判決がみられる（「不確定要素の多いものをもって夫婦の現存共同財産とすることはできない。」）（東京高判昭和六一年一月二九日）とされている。」

「③受給権発生後の年金を離婚時の清算の対象とする場合であっても、定期金債務である年金は、不動産や預貯金といった離婚時点で財産価額が確定している財産権とは性質が異なるものであることから、財産分与の方法としては、一時払いでもって清算することに代えて、定期金の支払いを命ずることがある。」

ここで厚生労働省ペーパーが指摘している問題は、理論的に整理すると、次の二つの点に原因を有している。第

一に、年金受給権が一身専属権であり、法律によって当事者による処分その他の移転を禁止されていること、第二に、年金受給権が将来発生する権利であり、離婚時点における財産分与対象として多分に不確定要素を持っていること、である。このうち、第一の点については対処が比較的簡単であり、要するに、「法律により」禁止されている当事者の処分その他を一部解除すること、及び、年金受給権の一身専属性を一部除外して配偶者に対する将来の年金受給権を確保することを、「法律により」認めればよいわけであつて、本改正は正にその実現であるということが出来る。これに對して、第二の点については、将来の年金受給権分割制度を法律により設けたとしても、それによつて分割された年金受給権が現在の権利として確定するものでない以上、本制度の創設によつて問題が解消されるわけではなく、本改正が必要であるとするための理由としては、やや副次的なものと位置づけざるを得ないように思われる。

しかしながら、いずれにせよ、先程の民法改正要綱案の引用を併せ考えれば、厚生労働省ペーパーの主要な目的が、年金受給権分割制度を創設するに際しての「明確なルール」を設定することにあることは、明らかであると思われる。実際、上記の問題点の指摘の後、厚生労働省ペーパーは、「5 離婚時の年金受給権分割制度の必要性」と題して、女性と年金検討会の提言にかかる「夫婦二人の老後生活を支える年金が離婚してもなおそれぞれの生活を支えるものとなるよう、離婚時に夫婦の間で年金の分割が可能となるような仕組みを講じる方向で検討を続けていくことが適當である。」との見解を引用し、離婚時の年金分割制度の具体的な方法に關する検討へと論を進めていく。そして、「年金受給権の一身専属性に離婚の場合の例外を設ける方法（年金額分割）」については、「年金受給権が年金受給者の権利であることには変わりないことから、その死亡により年金受給権は失権し、それ以後は元の配偶者は受給できないという限界は解消されない」との問題点を指摘した後、實質上の結論として、「前述した、判決にみられる離婚の際の財産分与时における年金の取扱いの限界に對応するためには、年金額分割の方法だけではなく、離婚時に夫婦の間

で年金受給権の分割が可能となる制度（離婚時に夫婦それぞれの年金受給権が増減する仕組み）を創設することが必要ではないかと考えられる。」との議論の方向性を示している。<sup>18)</sup>

以上のことから、厚生労働省ペーパーの考える本改正の背景及び目的については、次の点を指摘することが可能であるように思われる。第一に、本改正は、厚生労働省ペーパーが議論の冒頭で述べるとおり、「離婚後における女性の老後保障」を目的とした制度の構築を目指したものであるが、その前提として、従来の日本の典型的なサラリーマン社会の雇用環境が念頭に置かれていたと考えられる。第二に、本改正は、厚生労働省ペーパーが従来の制度や裁判所による取扱いに対してやや消極的な見解を示していることから明らかなおり、年金受給権分割に関する法律による「明確なルール」を設定しようとする意図が、相当強く現れているといえることができる。第三に、前記の二点と関連して、本改正の中では、年金受給権の分割に関して、当事者による処分可能性により具体的な年金受給権に不確定要素が残ることに対しても消極的な見解が示されていることから、国家に対する個人の年金受給権の内容が一義的に確定することこそが、前記の「明確なルール」の帰結である、と考えられている可能性がある。

そうすると、次に検討しなければならないのは、実際に成立した本改正が、以上のような改正の目的との関係で、果たしてどのような性格を持つことになるか、である。従って、以下では項を改め、本改正により成立した厚生年金保険法の代表的な条文の文言をやや厳密に検討してみることににより、年金受給権分割制度の基本的構造と性格について考えてみることにする。

(4) 本改正の全体的経緯については、高島・前掲論文が、他の論点をも含めて分かりやすく解説しているので、そちらを参照されたい。

(5) 二宮孝富「離婚後の扶養——年金に対する権利の清算」家族（社会と法）九号一〇七頁（一九九三年）、堀勝洋「年金制度の再構築」一〇二頁以下（一九九七年）、本澤巳代子「女性と年金制度」法律のひろば五一巻四号二七頁（一九九八年）、竹中康之「公的年金と女性」日本社会保障学会編『講座社会保障法第2巻所得保障法』一四七頁（二〇〇一年）など。

(6) 本澤・前掲論文三一頁。

(7) 但し、本文で述べたことを逆に考えれば、今後の企業社会の動向によって給与の多寡の要因に関する従来の常識が変化することにより、給与所得者の労働時間単価に大きな個人差が生ずることが当然視されるようになった場合には、従来の議論における前提が、少なくともそのままでは通用しなくなることが明らかである。その意味では、勤務年数が長期にわたることが必ずしも雇用関係の安定を保障するものでなくなり、かつ、様々な形で能力給制度を導入する企業が徐々に増加してきている現在に到って、改めて従来日本の典型的サラリーマン社会の前提に従い、「女性の老後保障」に関する本改正が実現したことは、いささか皮肉な面がないわけではないように思われる。

(8) もっとも、厚生労働省ペーパーは、同時に、「将来発生する年金受給権を年金受給権分割制度の対象とするかどうかについては、検討が必要である。」として、現実が発生している年金受給権の取扱いと、将来発生する年金受給権の扱いとを区分して議論する必要があると述べている。これは、前述のとおり、年金受給権分割制度を設けたとしても、将来の年金受給権に不確定要素が伴うことが避けられず、厚生労働省ペーパーの目的である「明確なルール」に沿わない面が生じてしまうためであると考えられる。しかしながら逆に、将来の年金受給権を分割制度の対象から外してしまうことは、離婚する夫婦が双方とも現に年金受給権を有していない場合には、従前と変わらない取扱いをするほかないことを意味しているから、本改正の当初の目的である「離婚後における女性の老後保障」を実質的に達成できなくなる可能性が高くなってしまふことも明らかである。実際、年金制度部会により、平成一五年九月に提出された、「年金制度改正に関する意見」の中では、年金受給権発生前に離婚する場合についても分割を行う必要があることが主張され、

いわゆる「保険料納付記録分割」の導入が提案されたことにより、本制度が実現するに到ったわけである。

### 三 改正厚生年金保険法の基本的構造

本制度に係る厚生年金保険法の改正条文のうち主要なものは、「第三章の二 離婚等をした場合における特例」、及び、「第三章の三 被扶養配偶者である期間についての特例」との各章題の下における、第七八条の二から第七八条の二一までの合計二〇カ条の規定である。本制度の具体的内容に関しては、様々な解説が公表されているが、本稿では、改正法のうち代表的な条文の文言をやや厳密に検討することにより、前記二で検討してきた本改正の目的と背景とが改正法でどのように位置づけられているかに着目する。なお、冒頭に述べたとおり、本制度に対して学説が最も批判的に検討を加えている点は、第三号被保険者に関する基本的認識を明定した第七八条の一三であるが、以下に述べるのとおり、本制度の基本的構造に関する性格と問題点とは、むしろ第三章の二に関して明確に現れているものと考えられるため、以下では第三章の二の各規定について専ら検討を加えることとする。

本制度の基本的な構造は、第七八条の二の規定の中に、極めて複雑な形で示されている。

（離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例）

第七十八条の二 第一号改定者（被保険者又は被保険者であつた者であつて、第七十八条の六第一項第一号及び第二項第一号の規定により標準報酬が改定されるものをいう。以下同じ。）又は第二号改定者（第一号改定者の配偶者であつた者であつて、

同条第一項第二号及び第二項第二号の規定により標準報酬が改定され、又は決定されるものをいう。以下同じ。）は、離婚等（離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者について、当該事情が解消した場合を除く。）、婚姻の取消しその他厚生労働省令で定める事由をいう。以下この章において同じ。）をした場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、社会保険庁長官に対し、当該離婚等について対象期間（婚姻期間その他の厚生労働省令で定める期間をいう。以下同じ。）に係る被保険者期間の標準報酬（第一号改定者及び第二号改定者（以下これらの者を「当事者」という。）の標準報酬をいう。以下この章において同じ。）の改定又は決定を請求することができる。ただし、当該離婚等をしたときから二年を経過したときその他の厚生労働省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

一 当事者が標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合（当該改定又は決定後の当事者の次条第一項に規定する対象期間標準報酬総額の合計額に対する第二号改定者の対象期間標準報酬総額の割合をいう。以下同じ。）について合意しているとき。

二 次項の規定により家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めたととき。

2 前項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求（以下「標準報酬改定請求」という。）について、同項第一号の当事者の合意のための協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者の一方の申立てにより、家庭裁判所は、当該対象期間における保険料納付に対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求すべき按分割合を定めることができるとができる。

3 前項の規定による請求すべき按分割合に関する処分（以下「標準報酬の按分割合に関する処分」という。）は、家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の適用に関しては、同法第九条第一項乙類に掲げる事項とみなす。

4 標準報酬改定請求は、当事者が標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している

旨が記載された公正証書の添付その他の厚生労働省令で定める方法によりしなければならない。

この条文の読みづらさの原因は、用語の定義と制度の基本的な構造に加えて、制度の適用除外対象までをも無理に一つの条文の中で表現しようとしたところにあると思われるが、後の議論（註）に關して必要な部分だけを抽出すると、要するに、年金分割の当事者である夫婦は、離婚に際し、次の二つのうちいずれかに該当する場合には、「社会保険庁長官に対し」、「標準報酬……の改定又は決定を請求することができる」。その二つの場合とは、第一に、当事者が合意をしているとき、第二に、家庭裁判所が「請求すべき按分割合（この定義及び範囲は第七八条の三で示されている）」を定めたとき、である。なお、第二号により家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めるのは、「当事者の合意のため」の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときである。

そうすると、「請求すべき按分割合」の定義と範囲が次に問題となるが、第七八条の三は、これについて以下のよう規定している。

（請求すべき按分割合）

第七八条の三 請求すべき按分割合は、当事者それぞれの対象期間標準報酬総額（対象期間に係る被保険者期間の各月の標準報酬月額（第二十六条第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額）と標準賞与額に当事者を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率を乗じて得た額の総額をいう。以下同じ。）の合計額に対する第二号改定者の対象期間標準報酬総額の割合を超え二分の一以下の範囲（以下「按分割合の範囲」という。）内で定めなければならない。

2 次条第一項の規定により按分割合の範囲について情報の提供（第七十八条の五の規定により裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官が受けた資料の提供を含み、これが複数あるときは、その最後のもの。以下この項について同じ。）を受けた日が対象期間の末日前であつて対象期間の末日までの間が一年を越えない場合その他の厚生労働省令で定める場合における標準報酬改定請求については、前項の規定にかかわらず、当該情報の提供を受けた按分割合の範囲を、同項の按分割合の範囲とすることができる。

この条文も、前条に劣らない読みづらさであるように思われるが、その内容には意外に重要なものが含まれている。すなわち、「離婚時の年金受給権の分割」は、年金受給権の算定根拠とされている各自の「標準報酬月額」のうち、離婚に関して分割の対象となるべき期間の合計額（これが「標準報酬総額」である）を夫婦で合算した後、これを、額の多い者から少ない者の方に移行させることよつてのみ行われる。そして、移行させることのできる範囲も無制限ではなく、両者の移行後の標準報酬総額が等しくなるところまでしか認められない。この制限は、当事者が按分割合について合意する場合にも、家庭裁判所が按分割合を定める場合にも、同様に適用されるものである。

要するに、改正法における「年金受給権の分割」は、夫婦間で年金受給権が「多額の者」から「少額の者」に対してのみ行われ、かつ、分割の範囲も、両者の年金受給権が同額となる所まで、と厳しく制限されているわけであるが、このような制限は、改正法の背景において提唱されていた、「離婚後における女性の老後保障」という観点との関係では、かなり不十分なものに留まつてしまつていると言わざるを得ない。

すなわち、離婚に際して年金の分割が必要となる状況は、単に離婚後の年金受給額に夫婦間で格差が生じうる場合に限られない。むしろ、財産分与の対象として見るべき資産がないため、年金受給権を分割して分与の対象としない

限り分与の實質が図られない、という場合もありうると思はれる。しかしながら、上記の制限があるために、分与対象となる年金受給権は極めて限られてくることになる。まして、分与を受けようとする側の年金受給額が多かった場合には、本制度の下での分割は不可能であるため、例えばは慰謝料として年金受給権の分割を受けることもできない。

このような制限が設けられた理由は、おそらく、厚生労働省ペーパーの中で示されている、「離婚後の年金がなおそれぞれの生活を支えるものとなる」ようにするため、年金受給権全額を離婚に際して配偶者に分与してしまうことを防止する趣旨であると考えられる。<sup>12</sup>しかしながら、「女性の老後保障」という観点からは、他の分与対象財産と共に将来の年金受給権の分割を併せて夫婦間の財産を調整することを当事者が選択可能としても特に支障はない筈であり、<sup>13</sup>他の財産との関係を一切考慮することなく、年金受給権の多寡のみを関心の対象とする上記の規定は、本制度を財産分与の中で整合的に運用しようとした場合における、実質的な阻害要因となりかねないように思われる。

いずれにせよ、本制度に関して少なくとも言えるのは、本制度が専ら年金受給権の離婚時における差額のみに着目したものであり、財産分与全体における他の財産との調整を図ることを予定していない、ということである。

さらに、以上の点をとりあえず措くとしても、第七八条の六には、本制度の基本的な構造に関する性格が、より明確に現れている。

(標準報酬の改定又は決定)

第七十八条の六 社会保険庁長官は、標準報酬改定請求があつた場合において、第一号改定者が標準報酬月額を有する対象期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当事者の標準報酬月額をそれぞれ次の各号に定める額に改定し、又は決定することができる。

一 第一号改定者 改定前の標準報酬月額（第二十六条第一項の規定により同項のに規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額。次号において同じ。）に「一から改定割合（按分割合を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。以下同じ。）を控除して得た率を乗じて得た額

二 第二号改定者 改定前の標準報酬月額（標準報酬月額を有しない月にあつては、零）に、第一号改定者の改定前の標準報酬月額に改定割合を乗じて得た額を加えて得た額

2 社会保険庁長官は、標準報酬改定請求があつた場合において、第一号改定者が標準賞与額を有する対象期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当事者の標準賞与額をそれぞれ次の各号に定める額に改定し、又は決定することができる。

一 第一号改定者 改定前の標準賞与額に「一から改定割合を控除して得た率を乗じて得た額

二 第二号改定者 改定前の標準賞与額（標準賞与額を有しない月にあつては、零）に、第一号改定者の改定前の標準賞与額に改定割合を乗じて得た額を加えて得た額

3 前二項の場合において、対象期間のうち第一号改定者の被保険者期間であつて第二号改定者の被保険者期間でない期間については、第二号改定者の被保険者期間であつたものとみなす。

4 第一項及び第二項の規定により改定され、又は決定された標準報酬は、当該標準報酬改定請求のあつた日から将来にむかつてのみその効力を有する。

この条文も極めて技術的な性格が強いものであるが、最も重要であるのは、当事者による改定又は決定の請求に対し、「社会保険庁長官」が、「当事者の標準報酬月額」を「改定し、又は決定することができる。」とされている点である。すなわち、本制度は、あくまで「社会保険庁長官」が、当事者からの請求に応じて、年金受給権の分割を「す

ることができる」ものであり、当事者の請求に応じて分割を「しなければならぬ」とはされていない。従って、本制度の下における当事者による年金受給権の分割請求は、あくまで社会保険庁長官による行政処分を発動させるための要件であるに過ぎず、社会保険庁長官に行政処分の義務付けを行うものとは位置づけられていないと考えざるを得ない。又、家庭裁判所における按分割合の定めにしても、第七八条の二第二項によれば、当事者の合意が調われない<sup>14</sup>の補完的措置としてしか位置づけられておらず、家庭裁判所の定めに従うべき義務が社会保険庁長官に課せられているわけではない。

要するに、本制度は、社会保険庁長官の裁量に基づく行政処分としての性格を崩すものではなく、当事者に年金受給権に関する処分権を与えたものでもないことが明らかである。もとより、国家によつて管掌される厚生年金保険制度が、離婚時であるとの一事を以て簡単に行政処分としての性格を失うものとするのは、かえつて制度全体の円滑な運営を危うくさせる恐れがあるから、あくまで社会保険庁長官の裁量権行使を前提とする本制度の基本的な構造が、不当であるという<sup>15</sup>ことはできない。但し、このように、当事者の処分権を前提としない本制度の下における年金受給権の分割が、果たして他の財産分与との関係で整合を保つことができるのかについては、本制度の理念上の是否とは別に、改めて検討する必要があるであろう。

以上を要するに、本制度の基本的構造を条文に即して分析する限り、本制度は他の財産の分与との整合を念頭において規定されているわけではなく、まして、当事者に年金受給権の処分権を認めるものでもないことが明らかである。これらのことは、厚生年金保険制度の趣旨から考えて合理的なもの<sup>16</sup>と一応言うことができるが、本改正の背景として掲げられていた「離婚後における女性の老後保障」という観点との関係では、やや異質な性格を持つものであることが否定できないように思われる。

- (9) わかりやすい代表的なものとして、例えば、社会保険研究所『年金制度改正の解説』八六頁以下(二〇〇四年)参照。
- (10) 本制度に関する他の解説の多くが、条文の文言を詳細に吟味することをしていないことは、後に見るとおり、条文自体が極めて読みづらく、かつ、相当長いものであるため、紙幅と一般的な読者の読解力とに配慮した結果であると考えられ、そのこと自体は妥当なものであると思う。
- (11) 法律の条文がいわゆる「悪文」と呼ばれる所以であるが、既存の法律の中に独立の章として改正法を組込もうとする際における、やむを得ない対処であったのかもしれない。
- (12) このほか、当事者が再婚をした場合における後の配偶者に対する配慮であるとの説明もあり得ないではないが、離婚に際して再婚後の配偶者に対する配慮までしなければならない責務が当事者にあると考えることは、相当難しいと言わざるを得ない。
- (13) 人生のどの時点で財産が必要となるかについては、個人により事情や予測が異なる筈であり、現時点で財産的価値を有する資産が分与対象として望まれる場合も、将来の年金受給権が望まれる場合も、ありうるものと考えられる。
- (14) もとより、本制度が施行された後の運用においては、事実上当事者の請求に基づいた年金受給権の分割が行われていることになることは十分期待できるであろうが、本稿ではあくまで制度の理論的な側面のみを検討の対象としているわけである。実際、このような解釈は条文の文言の反対解釈を厳密に行つた結果であるから、本稿の解釈と異なり、社会保険庁長官の行政処分に係る裁量が、発動の要件においても内容においても当事者からの請求との関係で制限を受ける、と考えることも十分可能であるし、むしろそのように考える方が本制度の運用としては適切であろう。
- (15) むしろ、本制度が多分に創設的、実験的な性格を持つことを考慮するならば、社会保険庁長官の裁量と責任において制度の運用動向を管掌させることは、極めて合理的であると言ふこともできる。

## 四 年金受給権分割制度の「問題点」

以上の検討から明らかになってきたとおり、本制度の有する最も重要な「問題点」は、本制度に基づいて行われる年金受給権の分割が、離婚当事者間において行われる財産分与一般と制度の性格を大きく異にしているため、他の財産に関する分与との関係で不整合を生じさせる恐れがある、という点にあると考えられる。

例えば、当事者が他の財産分与との整合を考慮した結果として、ある按分割合について合意に達したにもかかわらず、社会保険庁長官が異なる割合に基づく年金受給権の分割を行ったと仮定する。このような場合に、年金受給権の分割の効果が社会保険庁長官が行政処分として行った割合により確定することになると単純に考えてしまつて良いか否か、又、このように当事者の合意と異なる年金受給権の分割が行われたことが、それ以外の財産の分与に関する当事者の合意の効力に影響を及ぼすか否かが問題となりうる。<sup>16)</sup>

さらに、「保険料納付記録の分割」という表現が端的に示しているとおり、本制度の下において年金受給権の分割が行われたとしても、分割の時点における将来の年金受給権が確定した権利として当事者に与えられるわけではない。従つて、本制度に基づく将来の年金受給権分割後に年金制度自体が変容し、当事者が分割の当時において予測していた財産的利益が得られないことが後に明らかになった場合に、財産分与の合意の効果にどのような影響が及びうるかは、なお検討を要する問題である。<sup>17)</sup>

他方、本制度自体が内在的に有する問題点としては、本制度に基づく年金受給権の分割が、(具体的な割合はともかくとして)当事者の合意に基づいて行われる、という点がある。すなわち、当事者の合意に瑕疵があつた場合、かかる合意に基づいて請求された年金受給権分割の効果がどのようになるのかは、改正法では必ずしも明らかにされ

ていない。なお、改正法では、第七八条の二第四項において、合意の内容につき公正証書等の添付を要請し、当事者間の合意内容の確認を図る手段を講じているが、これは当事者が合意の瑕疵を主張することが比較的困難となるという事実上の対処に過ぎず、例えば、詐欺ないし強迫に基づいて合意がなされたような場合には、公正証書に合意内容が記載されていたとしても合意自体が後から取り消される可能性は否定できない。このように、当事者の合意に基づく請求を行政処分<sup>16</sup>の発動の要件としている以上、本制度に基づく処分自体の有効性は、常に争われる可能性があるということが出来る。

本稿の冒頭で述べたとおり、本制度の施行までは十分時間的余裕があるから、上記のような問題点に対して、制度上ないし運用上の対処を検討することは、十分可能であると思われる。しかしながら、本制度に基づく年金受給権分割に関しては、当事者の処分権を法律上認めない限り、本制度と財産分与一般との整合を図るために相当の困難が生ずる可能性があることも、同時に指摘しておかなければならない。そして、かかる制度相互の整合性を検討するに際しては、本制度が前提としている年金受給権分割の必要性や典型的状況の妥当性が、その時点における社会状況との関係で改めて問題とされることになるであろうし、第三号被保険者制度をはじめとする、年金制度の基本的構造に関する議論自体を再度行う必要があることも、改めて主張するまでもないであろう。

年金制度において国家の役割が重要であることは、本制度を検討するまでもなく明らかなるところであるが、その「役割」のうち最も中心的な部分は、国家が国民の信頼を得るに足りるだけの制度設計を、他の制度との整合を含めて提示する点にあると思われる。その意味で、本制度は、従来から指摘されていた財産分与に関する問題点に対する年金制度の側からの創設的実験的な試みとして、十分肯定的に評価されるべきであるが、他制度との関係に係る基本的な面を含めて、なお検討課題が多いものと言わざるを得ないように思われる。

(16) 本制度に基づく年金受給権の分割は、理論上は法律の規定により一義的に額が定まる筈のものであるが、当事者双方とも予測していなかった効果が生じた場合、財産分与が錯誤無効となる可能性は否定できないように思われる(財産分与と讓渡所得課税に関する、最判平成元年九月一四日判時一三三三六号九三頁参照)。前記三で述べたとおり、そもそも社会保険庁長官による裁量権が当事者の請求との関係で制限を受けるとする解釈をとるのであれば、このような問題点が実質的に生じないことは言うまでもない。

(17) 前記二で検討したとおり、この問題点は本制度の創設以前から財産分与に関して生じているものであり、本制度によって解決することができない問題である。将来の利益に関わる期待権がどの程度保護されるべきかは状況により様々であるが、年金受給権はあくまで年金制度の存在を前提としてはじめて成立するものであることを考えると、当事者が分割に際して期待した将来の利益を法律上完全に保障することは困難であろう。但し、この場合にも、年金制度自体の変容を両当事者が共に予測していなかったことが、財産分与を錯誤無効とする原因になることはありうるものと思われる。

(18) 理論的には、行政処分発動の要件である当事者の意思に瑕疵があった以上、当該瑕疵が治癒されない限り、行政処分自体も遡って無効となると考えざるを得ないように思われるが、当事者がその間に再婚及び離婚をし、年金受給権をさらに分割していたような場合には、関係者全体における年金受給権の配分調整が、極めて複雑なものとなることは避けられないように思われる。